

日露戦争以降の日本外交と日米関係 —満蒙権益の拡大と門戸開放主義の角逐—

湯川 勇人

はじめに

2019年3月に本学をご退職された寺本康俊先生は、これまで戦前・戦後の日本外交や日米経済摩擦問題、冷戦後の米国外交など、多岐にわたるテーマで研究業績を残されてきた。なかでも中心的な研究課題は、日露戦争以降の日本の対満韓政策決定・実施過程と、それに伴う対外関係の変化過程の解明であり、同テーマに関する研究成果は、『日露戦争以降の日本外交—パワー・ポリティクスの中の満韓問題』（信山社、1999年）として刊行されている。

この寺本（1999）の概要は以下の通りである。日露戦争後の日本外交は、韓国、満州に対しては安全保障および利権獲得のために強圧的な外交を展開した一方で、欧米列強に対しては日本の大陸政策の承認を得るために協調的な外交を展開するという二面性を有していた。そうした日本の外交政策を体系化すべく、小村寿太郎と林董という2人の外務大臣を中心に、伊藤博文や山県有朋といった元老、大陸政策に強い影響力を持つようになった陸軍といった多様なアクターがいかなる満韓問題処理構想を形成し、それらはいかに調整されたのか、および英国や米国、露国、清といった満州、韓国に利害関係を有する国々との外交交渉はいかなる過程を経たのかが緻密に分析されている。そして、日清や日英、あるいは日米という二国間外交史の枠組みを超えて、主要列強が繰り広げるパワー・ポリティクスのなかで、後進の帝国である日本が列強との関係性を維持しつつ大陸権益を扶植していく過程が非常に立体的に実証されている⁽¹⁾。

結論部では、「第一次小村外交、陸軍による軍政、林外交そして第二次小村外交というプロセスを経て、ヨーロッパの協商側に連なる対欧米外交とその枠組に齟齬をきたさない対満韓政策を一応は整合的に形成した」というように、日露戦争後の日本外交は大陸権益の拡大をその第一義としつつも、それは在華権益を多く有していた英国や露国、仏国、東アジアの勢力均衡を重視する米国との関係性を維持していくうえで、バランスが一定程度取れたものであったと結論づけている⁽²⁾。また、「日露戦争後の日本外交には、三通りの路線があった。第一に最強硬の日本陸軍であり、第二に強力に日本の満州権益を拡張しようとする小村であり、第三に現状維持を図る林である。第一の路線は、制度外的な元老の伊藤の努力によって退けられた。従って、第二と第三の路線を使い分けながら、日露戦争後の日本外交は展開されたのである」というように、第一次・第二次桂太郎内閣期の小村外相、第一次西園寺公望内閣の林外相の外交方針が、日露戦争後の日本外交の方針の中心となり、大陸権益拡大と列国との関係維持のバランスをもたらしたとしている⁽³⁾。

寺本(1999)の最大の意義は、複雑化する国際情勢や列国の動向との相互作用を踏まえて日露戦争後の日本の外交政策を体系的に提示したことであるが、同書から得られる含意はそれだけにとどまらない。すなわち、大陸権益の拡大と欧米列国との協調関係の維持という2つの外交方針を「整合的に形成」した日露戦争後の小村外交と林外交に関する同書の精細な分析からは、日本が大陸権益の拡大を成し遂げていくなかで、米国の提唱する「門戸開放主義」にいかに対応しようとしたのか、その過程が浮かび上がってくるのである。

1899年と1900年に米国は立て続けに「門戸開放宣言」を、清国に権益を

(1) 寺本康俊『日露戦争以降の日本外交—パワー・ポリティクスの中の満韓問題』(信山社、1999年)。

(2) 同前、528頁。

(3) 同前、533頁。

持つ主要列国に向けて発した。米国が各国に要請したのは、清国市場における通商上の機会均等原則と清国の領土的・行政的独立性の維持である。この米国の要請に対し、日本を含む主要列国は曖昧さを残しつつも賛同の意を示したことで、清国において排他的な勢力範囲を形成しないという合意が関係各国間で成立した。よって、日露戦争以降の日本が、米国との協調関係を維持しつつその戦果である南満州権益を確保していくには、門戸開放主義と整合的に進めていく必要があった。はたして、小村や林は、満州権益の確保、拡大を図るにあたって、どのように門戸開放主義との整合性を取ろうとしたのだろうか。

北岡 (2015) によると、「門戸開放原則はアメリカの中国政策における指導理念であった。それゆえ、日米関係においても、もっとも重要な鍵となる理念」であり、戦前の日米関係の対立の根源であった⁽⁴⁾。米国による門戸開放宣言直後であり、かつ、日本が満州権益を獲得した日露戦争後という時期は、まさに日米の対中国外交方針に潜在的な角逐が生じた時期でもあり、そうしたタイミングで日本外交を牽引した小村、林両外相の門戸開放主義認識、運用方針を明らかにすることは、戦前の日本外交を理解するうえで、少なからぬ意義があると考えられる。そこで本稿は、日露戦争以降の日本外交を仔細に分析した寺本 (1999) を手がかりに、小村外相と林外相が、いかなる門戸開放主義認識、運用方針のもとに日露戦争で得た南満州権益を確保、伸張を図ったのかを検討していく。

1. 門戸開放宣言から日露戦争勃発まで

門戸開放宣言と小村の認識

19 世紀中頃から始まっていた欧州列国による清国の利権の分割は、1895 年

(4) 北岡伸一『門戸開放政策と日本』(東京大学出版会、2015 年)、2-3 頁

に清国が日清戦争に敗北すると、さらに加速していく。そうした状況に危機感を覚えたのは英国である。それまで中国市場を圧倒的に支配していた英国は、その競争上有利な立場から中国市場の門戸開放を擁護してきた。しかし、欧州各国が清国内の勢力範囲を拡大していくなかで、英国の通商が排除されるのではないかという懸念が惹起され始める。そこで英国は1898年3月に米国に対して、中国の門戸開放主義に関する共同歩調を申し入れた。しかし、このとき米政府は危機的状況を迎えていたスペインとの関係や、キューバの独立問題に専念するために、この申し入れを断る⁽⁵⁾。

だが、こうした状況は米国が1898年に米西戦争で勝利し、フィリピンとグアムを領有するに至ると大きく変化していく。アジアへの足がかりを得た米国は、これまでのようにアジア情勢、特に列強により蚕食されていく中国情勢に無関心ではいられなくなった。一方で、反植民地主義を原則としていた米国は、さらなる勢力圏の拡大を行うことはなかった。その代わりに、米国がアジアにおける国益確保と反植民地主義の理念の整合性を持たせるために編み出したのが門戸開放政策である⁽⁶⁾。

1899年9月、米國務省長官であるジョン・ヘイ (John Milton Hay) によって、清国に関する門戸開放宣言を求める覚書が各国に提出された。この第一次門戸開放宣言は、欧州列強が清国内で形成している勢力範囲内における通商の機会均等原則を要請するものであった⁽⁷⁾。さらに翌年7月、米国は中国の領土的・行政的一体性の保全を要請する二度目の通牒を関係各国に送り、その同意を求めた。

(5) George F. Kennan, *American Diplomacy (60th Anniversary Expanded Edition)*, (Chicago: The University of Chicago Press, 2012), pp. 24-32.

(6) 五百旗頭真編『日米関係史』(有斐閣、2008年)、31 - 32頁。

(7) 1898年12月20日「中国に於ける通商上の権利保全に関する米国の提議」『日本外交年表並主要文書(上巻)』(原書房、1965年)、191 - 192頁(以下、『年表』と略記)。なお、本稿では引用に際し、旧字体の一部を新字体に改めている。

こうした米国の門戸開放宣言に対して日本は、「帝国政府ハ他ノ一切ノ関係国カ同一ノ原則ヲ受諾スル限り合衆国ノ正当ニシテ公平ナル原則ニ対シ賛同スルニ躊躇セサルモノナル旨ヲ断言スル」と返答しているように、非常に曖昧な返答で賛意を示している⁽⁸⁾。だが、日本の方針はすぐさま変更されることとなる。

1900 年 6 月に清国で発生した義和団事変を鎮圧するために、日本と露国を中心とする八カ国連合軍が清国北部へ派遣されると、露軍はそのまま満州全土を占領してしまう。こうした事態は、日本が独立を維持するための防衛ラインとして設定していた「利益線」である朝鮮半島に対する重大な危機であった。そこで、露国を牽制するために日本は、門戸開放主義を用いるようになる。佐々木 (2017) によると、米国の門戸開放宣言は「日英米の連携という機運を高めた。それは、たとえ実態が伴わなくても日本一国で露仏独三国に相対するというイメージを薄める効果を持った。そして一九〇〇年以降、国際政治において門戸開放論は実質的にロシア牽制として機能する。その際、門戸開放は単なる政策ではなく理念や主義としての性格を持っており、日本としても主義に対する賛成は表明しやすかった」のであった⁽⁹⁾。以降、門戸開放主義は日露戦争勃発に至るまでの日英同盟や対露交渉、戦時中に米国と結んだ桂・タフト覚書など、各国との同盟や協定、交渉の内容に漏れなく挿入されていく。では、これらの外交交渉に外務大臣として深く関わった小村寿太郎は、米国の提唱する清国の門戸開放主義をどのように認識していたのだろうか。

米国が第一次門戸開放宣言を発した 1899 年 9 月、小村は駐米公使としてワシントン D.C. に赴任していた。その小村は、門戸開放宣言に対する米国の意図を以下のように推察し、青木周蔵外務大臣に伝えている。「当国（米国一筆

(8) 同前。

(9) 佐々木雄一『帝国日本の外交 1894 - 1922—なぜ版図は拡大したのか』（東京大学出版会、2017 年）、89 頁。

者注) カ今回四箇国ニ向ヒテ求ムルトコロハ一ニ現今将来ニ互リテ全清国到ルトコロニ於テ其ノ通商ノ権利ヲ保全スルニアリテモシ此ノ保証ヲ得ラル、ニ於テハ右等各国カ清国内ニ於テ権勢ノ区域ヲ定ムルモ別ニ干涉スルノ意ナキモノ、如クナレハ当国此回ノ要求ハ清国領土保全ノ為メニ直接ノ大効力ハ無之候へ共多少保持ノ効ハ可有之歟ト存セラレ且ツ当国カ此ノ拳ハ其ノ東洋政策ニ於テ更ニ生面ヲ開クモノニ付茲ニ此報告ヲ差進候」⁽¹⁰⁾。小村は、米国が門戸開放宣言に込めた目的は中国市場への進出であり、それが達成されるならば、欧州各国が清国内に勢力圏を構築することに干渉しない、つまり領土保全、行政的保全を強く主張することはないと認識していたのである。

露国が満州への進出を開始した直後の1900年7月22日、駐露公使であった小村は青木外相に対する電報において、日本は韓国、露国は満州を勢力範囲とし、相互に通商の自由を保障し合うべきであるという提案を行っている⁽¹¹⁾。これはいわゆる満韓交換論に当たるものであった⁽¹²⁾。小村は、「利益線」である朝鮮半島を露国から保護するためであれば、満州を露国の勢力範囲としてしまうことに躊躇いはなかった。中国の領土的・行政的保全を謳った第二次門戸開放宣言が、直前の7月3日に米国により各国に送られていることを鑑みると、やはり小村は領土保全、行政的保全を二義的に捉えていたのであろう。また、翌年4月、駐清公使として北京に赴任していた小村は、露国の満州占領を打破するためには満州の開放による他の列強の満州介入しかないという劉坤一両江総督の意見に接した際、日本の資本家は満州において他の列強との自由競争を行えるような実力を有しておらず、露国に鉱山やその

(10) 1899年11月10日米国駐劄小村公使ヨリ青木外務大臣宛「清国ニ対スル米国ノ政策ニ関シ報告ノ件」『日本外交文書』第三十二卷(以下、『外文』と略記)、202 - 203頁。

(11) 1900年7月22日露国駐劄小村公使ヨリ青木外務大臣宛(電報)「清韓ニ於ケル日露勢域協定方稟申ノ件」『外文』第三十三卷、699頁。

(12) 千葉功『旧外交の形成—日本外交一九〇〇～一九一九』(勁草書房、2008年)、72 - 73頁。

他の満州における利益を独占されてしまうであろうという理由で反対している⁽¹³⁾。

日英同盟交渉と門戸開放主義

1901 年 9 月、小村は第一次桂太郎内閣の外相に就任する。小村は、入閣にあたり、露国の満州占領に対抗するためには日英同盟の締結が絶対必要と考えていた⁽¹⁴⁾。日英同盟交渉は、1901 年 3 月から日英独の三国同盟交渉という形で開始された。しかし、独国がすぐにこの同盟交渉から離脱したため、4 月からは日英の二国間で非公式ながら交渉が開始する。

林董駐英公使とランズダウン (H. C. Lansdowne) 英国外相の間で行われた日英交渉であるが、5 月 15 日の会談で林が「帝国政府ノ清国ニ対スル政略ハ累々宣言セシ通り門戸開放ト領土保全トヲ維持シ韓国ニ於テ帝国カ有スル利益ヲ保持スルニ在リ然シテ清国ニ対シテハ英国日本ト利害関係ヲ一ニスルモノト信スル」と述べれば、7 月 30 日の会談で英国の方針は「支那ニ関シテハ其政策該帝国ノ門戸開放ト保全トニ在リ故ニ日英両国ノ所望ハ互ニ相合致スルモノナリ」とランズダウンも述べているように、清国の門戸開放・領土保全が日英両国の合意の中心となって進んでいく⁽¹⁵⁾。この林・ランズダウン会談の分析を通じて、佐々木 (2017) は「日本は自らの政策を門戸開放・領土保全という言葉で表現し、その言葉を掲げることでロシアに対抗するブロック内の連帯を確認するのが基本方針となっていた」としているが、そうした傾向は、それまで満州の門戸開放主義に否定的であった小村が桂内閣の外相

(13) 外務省『小村外交史』(原書房、1966 年)、230 - 231 頁。

(14) 寺本、前掲書、16 頁。

(15) 1901 年 5 月 18 日英国駐劄林公使ヨリ加藤外務大臣宛「日英協商ニ就キ英外相ト会談報告ノ件」『外文』第三十四巻、17 - 18 頁。1901 年 8 月 1 日英国駐劄林公使ヨリ曾禰外務大臣宛 (電報)「永久協商問題ニ就キ英外相ト会談並ニ本邦政府ノ意向請訓ノ件」同前、25 - 26 頁。

に就任して以降、一層強まっていく⁽¹⁶⁾。

小村外相は林駐英公使に同盟交渉に関する権限を与え、10月中頃から公式に日英同盟交渉が開始した。11月6日には英側から同盟協約草案が提出される。そして同月28日に、小村による英側草案の修正が閣議決定された。その修正の中で注目したいのは以下の点である。

英側草案は前文において「清国ノ独立ト領土保全ヲ維持シ同国ニ於ケル商業及ヒ工業ニ付キ各国均等ノ企業権ヲ享有スルコトニ関シ特別ナル利益関係ヲ有スル」と記されていた⁽¹⁷⁾。この点を小村は、「清帝国ノ独立ト領土保全ヲ維持シ…」というように修正している⁽¹⁸⁾。片山(2011)によると、小村は、「清国」を「清帝国」と修正することで、門戸開放主義の適用範囲に満州を確実に含めようとしたのであった⁽¹⁹⁾。

この修正の背景には、元老・伊藤博文による指摘があった。当時、日露協商交渉のため露国に向かっていた伊藤は、その経由地であったパリで、林駐英公使から日英同盟交渉の進捗について報告を受けていた。その際、伊藤は「清国」の範囲について「満洲蒙古西藏ヲ包含セシムル様ノ文字ヲ用フヘキカ又ハ単ニ支那本部ノミヲ意味スル様ニスヘキカ考慮ヲ要ス」と林に伝えている⁽²⁰⁾。このとき伊藤の脳裏をよぎったのは、清国の門戸開放、領土保全を約束した英独揚子江協定(1900年10月調印)が、満州を適用外としたことであろう。同協定締結時、日本は第四次伊藤内閣のもと、露国による満州占領問題の対応に追われており、その一環で英独揚子江協定への加盟を通告して

(16) 佐々木、前掲書、126頁。

(17) 1901年11月7日英国駐劄林公使ヨリ小村外務大臣宛(電報)「日英協約草案英外相ヨリ提出ノ件」『外文』第三十四卷、39-41頁。

(18) 1901年11月28日閣議決定「英国政府ノ日英協約草案ニ対スル修正案決定ノ件」同前、57-61頁。

(19) 片山慶隆『小村寿太郎—近代日本外交の体现者』(中央公論新社、2011年)、103頁。

(20) 1901年11月20日英国駐劄林公使ヨリ小村外務大臣宛(電報)「日英協約案ニ対スル伊藤侯ノ意向追加通報ノ件」『外文』第三十四卷、50頁。

いた。

伊藤の指摘を受けた小村外相は、満州がその適用範囲に確実に含まれるように、字句を修正する。だが、小村が満州への門戸開放主義の適用に否定的であったことは、先に確認したとおりである。そこで、なぜこうした方針の転換が生じたのかを、小村が日英同盟に何を求めていたのかという点から確認していく。

小村の日英同盟に対する考えが明確に表れている資料として、12月7日に小村が元老会議に提出した「日英協約ニ関スル意見書」がある。寺本(1999)では、この意見書の分析を通じて、小村の考えについて詳しく検討されているので、以下からは同書の議論に沿って検討していく。

意見書の冒頭で「清韓両国ハ我邦ト頗ル緊切ナル関係ヲ有シ就中韓国ノ運命ハ我邦ノ死活的問題」であり「満洲既ニ露ノ有トナラハ韓国亦自ラ全フスル能ハス故ニ我邦ハ今ニ於テ速ニ之ニ処スルノ途ヲ講センコト極メテ緊要ニ属ス」という小村の認識が示されている。続いて提示されるのはその解決策である。小村は解決方法として、「我希望ヲ貫徹スルカ為メニハ交戦ヲモ辞セサルノ決心ヲ示ス」、あるいは、「第三国ト結ヒ其ノ結果ニ依リテ露ヲシテ已ムヲ得ス我希望ヲ容レシムル」という2つの方法があるが、「露国トノ交戦ハ常ニ出来得ル限り之ヲ避ケ」なければならないので、「英ト結ヒ其ノ勢力ヲ利用シ以テ露ヲシテ已ムナク我要求ニ応セシムルノ外良策ナシ」としている⁽²¹⁾。

その後が続くのが、日露協約と日英同盟の利害得失の比較である。東洋全体の平和維持の永続性や経済上の利益、どちらが韓国問題の解決により資するか、など様々な観点から比較し、小村は日英同盟のほうが日本にとって遥かに大きな利益があると結論づけている。

このように、露国との交渉において戦争に至ることなく日本の希望を貫く

(21) ここまで、1901年12月7日小村外務大臣意見書「元老会議ニ提出セル小村外相日英協約ニ関スル意見書」『外文』第三十四巻、66 - 69頁および寺本、前掲書、18 - 20頁を参照。

には、英国との同盟が必須と小村は認識していた。その英国との提携に必要なものが門戸開放という大義名分であった。そして英国の影響力をもって対露交渉を行う以上、英独揚子江協定の二の舞は避け、満州もその適用範囲であることを確実にしなければならなかった。その結果、1902年1月30日にロンドンで調印された日英同盟は、前文において「清帝国」の字句を用いて、その独立と領土保全、機会均等原則を維持していくことが明記された⁽²²⁾。

小村が門戸開放を旗印に提携を求めたのは英国だけではない。満州からの露軍撤兵について露清間で協議が続くなか、1903年4月19日、小村のもとに内田康哉駐清公使から、露国が満州撤退に関する7か条の要求を清国政府に提出したという旨の電報が届く⁽²³⁾。その要求は、満州における列国の利益を著しく毀損するものであった。電報に接した小村は、高平小五郎駐米公使に対して、国務長官とコンタクトを取るよう訓令を与えた。その際、「ロシアの7か条の要求は清国の主権を害しているほか、列国が宣言してきた中国の機会均等原則の維持とも相容れるものではなく、全く受け入れられるものではないと日本政府は考える」と国務長官に伝え、もし国務長官が日本の意見に同意を示した場合、共同歩調を取ることが「我々の共通の利益に資することは疑いない」と進言するように指示している⁽²⁴⁾。寺本(1999)が指摘するように、日露戦争勃発直前の小村の外交方針は、満州の門戸開放、商業上の機会均等主義を声明して、「欧米の黄禍論を抑えながら両国(英米を指す一筆者注)の対日友好世論を醸成、喚起せしめ、将来の対露講話の際、日本の立場を有利に展開させようとするものであった⁽²⁵⁾。

(22) 1902年1月30日「第一回日英同盟協約」『年表』、203 - 205頁。

(23) 1903年4月19日在清国内田公使ヨリ小村外務大臣宛(電報)「露国ノ重大ナル対清要求ニ関スル情報ノ件」『外文』第三十六卷第一冊、61 - 62頁。

(24) 1903年4月26日小村外務大臣ヨリ在米国高平公使宛(電報)「露国ノ対清要求並ニ日本ノ見解及措置ヲ任国政府ニ通報シ在清同国代表者ヲシテ我方ニ協同セシムル様申入方訓令ノ件」同前、84 - 85頁。

(25) 寺本、前掲書、27頁。

2. 日露戦争勃発から北京条約締結まで

日露講和に至る日米関係と門戸開放主義

1904 年 2 月 8 日、日露戦争が勃発した。以降、ポーツマス講和条約が 1905 年 9 月 5 日に調印される道程において、米国による対日支援が大きな役割を果たしたことはよく知られている。特に、時の大統領であったルーズヴェルト (Theodore Roosevelt) は、彼個人の親日的感情と満州における勢力均衡という観点から、基本的には日本に対して好意的な態度を向けていた。ただし、その好意的な態度は、日本が満州の門戸開放を維持することと引き換えであった。箕原 (2006) でも指摘されているように、ルーズヴェルト大統領は日本が門戸開放政策を尊重さえすれば、日本も朝鮮半島を中心に自前の勢力圏を構築することに異議はなかったのである⁽²⁶⁾。

戦争勃発から約 5 ヶ月が経った 1904 年 7 月、小村は講和条件に関する意見書を桂首相に提出している。そのなかでは、「満韓並ニ沿海州方面ニ於ケル我利権ヲ拡張シ以テ我国力ノ発展ヲ図ラサルヘカラス」という認識や、清国は「早晚遂ニ瓦解瓜分ノ否運ニ会スル」という認識のもと、「帝国ハ今ヨリ予メ之ニ備ヘ他日清国処分ノ大問題生スルニ当リ優越ナル勢力ヲ以テ之ニ参加スルノ基礎ヲ作り置カサルヘカラス」など、日露戦争を期に満州権益を拡大していく必要性が繰り返し強調されている⁽²⁷⁾。そして、「帝国ノ対満韓政策ハ前日ニ比シ自ラ一歩ヲ進メサルヲ得ス即チ韓国ハ事実上ニ於テ我主権範圍ト為シ (中略) 満洲ハ或程度マテ我利益範圍ト為シ我利権ノ擁護伸張ヲ期セサルヘカラス」というように、満州の勢力圏化構想を明確にしている。具体的に

(26) 箕原俊洋「ポーツマス講和会議と小村外交—東アジアにおける日本の台頭と日米関係」(『神戸法学年報』第 22 号、2006 年)、91 頁。

(27) 1904 年 7 月首相へ提出未定稿「日露講和条件に関する小村外務大臣意見」『年表』、228 - 231 頁。

小村が戦果として獲得を期待していたのは、露国が有していた哈爾濱旅順間の鉄道や遼東半島租借地といった諸権益である。その一方で、「満洲ニ関シテハ帝国ハ累次其領土保全ト各国商工業上機会均等ノ主義ヲ維持スルコトヲ列国ニ宣言」しているのので、これに抵触しない範囲で上述の目的を達成しなければならない、としていた。

対露開戦にあたって満州の門戸開放主義を掲げ、列国、特に英米の支持を取り付けることを重視していた小村であったが、それは戦時中も変わらなかった。1905年1月22日、小村は高平駐米公使に対して、日本の戦後の満韓政策構想をルーズヴェルト大統領に伝えるよう訓令を出している。その訓令中、満州問題については以下のように伝えるよう記されている。「帝国政府カ満洲ニ於ケル機会均等主義ヲ執ルモノタルハ自ラ累次且ツ明確ニ声明セル所」であり、「交戦ノ結果清国ヲ犠牲トシテ領土獲得ヲ行フカ如キハ毫モ帝国政府ノ意図ニ存セ」ず、「満洲将来ノ行政ニ関シテハ帝国政府ハ未タ何等ノ考案ヲ定メスト雖モ而モ各般ノ行政ハ其实質ニ於テ清国ノモノタルヘキハ根本的必要ニ属スルヲ信ス」るのであり、秩序の確保と生命財産を保護するための適当な改革および善政の保障を条件に「事情ノ許ス限り速ニ満洲ヲ清国ニ還付」するつもりであること、そしてこの方法は満州を「国際的中立主義ノ下ニ置クニ比シ一層満足ニシテ且ツ有効」である⁽²⁸⁾。

以上の訓令を受け、1月24日、高平はルーズヴェルト大統領と会見し、日本の講和後の満韓政策構想を伝えた。その際、大統領は高平に向かって「米国自身ニ取りテハ今回貴公使カ本国政府ヨリ接受ノ電信中指示セラレタル条件ヲ以テ満洲ヲ清国ニ還付スルノ案ニ全然賛同スルモノナリ」、「余ハ日本人ヲ好ミ其前途頗ル多望ナルヲ信シ従テ力ノ及ブ限り日本人ノ利益ノ為メ盡ス所アランコトヲ欲ス」と述べている⁽²⁹⁾。さらに、8月7日には、米国は日本

(28) 1905年1月22日小村外務大臣ヨリ在米国高平公使宛 (電報)「満韓並旅順ニ関スル帝国政府ノ意志並希望披瀝方訓令ノ件」『外文』日露戦争V、215 - 217頁。

による韓国の支配権を、日本は米国によるフィリピンの支配権をそれぞれ承認し合う「桂・タフト協定」が締結され、東アジアにおける勢力範囲をめぐる日米間の相互理解は相当程度進展した。また、同じタイミングで日本は英国との同盟を改定し、英国からも日本の韓国の支配権承認を得ており、日露戦争終結に向けた外交工作は抜かりなく進んでいた。

日本の継戦能力が限界に近づいていた 1905 年 4 月中頃、日本政府は講和条件を固め、対露講和の機会を伺っていた。そこで小村は、5 月末の日本海海戦に日本軍が勝利したタイミングで、ルーズヴェルト米大統領に講和の斡旋を依頼する。依頼を受けた米国の仲裁により、講和会議開催地は米国・ニューハンプシャー州の港町、ポーツマスに決まった。日本からは全権として小村外相と高平駐米公使が出席することとなった。

8 月 10 日から始まった講和会議は、特に賠償金問題と領土問題をめぐって難航し、結局、講和条約が調印されたのは約 1 ヶ月後の 9 月 5 日のことであった。調印された日露講和条約では、第二条で日本による韓国支配を露国が承認し、第三条で日露両国の満州からの撤兵が定められ、第四条から第六条で遼東半島の旅順、大連の租借権および長春から旅順までの鉄道が露国から日本に譲渡されることが決まった⁽³⁰⁾。

満鉄経営権と門戸開放主義

講和会議を終えた小村が米国から帰国する直前の 10 月 12 日、「桂ハリマン間満洲鉄道に関する予備協定覚書」、いわゆる「桂・ハリマン協定」が結ばれた。ポーツマス講和会議が開催中であった頃に、米国の鉄道王・ハリマン (Edward H. Harriman) が来日し、東清鉄道南部支線 (南満州鉄道) への共同

(29) 1905 年 1 月 24 日在米国高平公使ヨリ小村外務大臣宛 (電報)「平和克復後ノ満韓並旅順問題ニ付大統領ト会見ノ件」『外文』日露戦争 V、217 - 219 頁。

(30) 1905 年 11 月 25 日「ワシントン」ニ於テ批准書交換「日露講和条約」『年表』、245 - 249 頁。

出資・経営参加を申し出た。これに対して、元老の井上馨をはじめ、桂首相ら閣僚のほとんどが賛成する。井上が賛成した理由は、満州経営は日本の負担になるので外資導入の必要性があり、また米国を満州に介入させることで、露国の復讐戦に備えることができるというものであった⁽³¹⁾。協定が結ばれた4日後の16日に帰国した小村は、「桂・ハリマン協定」の顛末を聞くと、猛然と反対し、その破棄を説いた。その際、日露戦争で得た唯一の成果が満鉄であり、米国の共同経営といえども、実質的には米資本の手に握られると述べているように、小村は、日本が満州権益を確保・拡大していく上で満鉄経営こそがその要と考えていたのである⁽³²⁾。

その結果、日本政府は「桂・ハリマン協定」を実質的に破棄することを決定する。このように、満鉄に外国が干渉してくることを強硬に排除した小村であったが、モルガン系の銀行家でありルーズヴェルト大統領の従弟であるモンゴメリー・ルーズヴェルト (Montgomery Roosevelt) が、鉄道の設備を米国から購入することを条件にニューヨークの五銀行から融資を出すという申し出に対しては、「欣喜雀躍」し受け容れている⁽³³⁾。つまり、小村が何としても忌避したかったのは、満鉄の経営権に外国が干渉してくることであった。なぜならば、鉄道の経営権を独占することは、そのまま同線沿線の付属地内での行政権の独占につながるからである⁽³⁴⁾。そして、この付属地の行政権の独占は、満鉄経営権と並んで日本の満州権益の中心になるのであった。

さて、韓国の保護国化に関する閣議決定が行われた同日、「満洲に関する事項に付清国と条約締結の件」も閣議決定された。日露講和条約によって、露

(31) 寺本、前掲書、147頁。

(32) 同前、150頁。

(33) 同前、150 - 152頁。片山、前掲書、182 - 183頁。

(34) 1896年に締結された露国・清国間の協定により、露国は東清鉄道の運営に必要であるとして鉄道付属地を設置するとともに付属地に対して行政権を行使することになったのであるが、以来、付属地の先例となった。

国の在華権益は清国の承認を経て日本に譲渡されることになっていた。そこで、来る日清間の交渉に向けて作成されたのが、この「満洲に関する事項に付清国と条約締結の件」である。ここでは、旅順、大連の租借権、東清鉄道南部支線の譲渡を「絶対的必要条件」として、日露両軍撤退後の清国政府による満州秩序維持のための行政機関の設立、満州における居留民保護のための善政の確立、施設の改善、南満州・安奉・吉長鉄道の日清共同事業化、撫順・煙台炭鉱の経営、鴨緑江沿岸の森林伐採権の譲渡等、全部で9つの要求が列挙され、これらを「可成彼ノ体面ヲ損セス而シテ実権ヲ我ニ収ムルノ方針ヲ取ルヲ得策」とするも、上の「絶対的必要条件」を清国側が承諾しない場合は、「我方ハ一時交渉ヲ中止シ而シテ遼東半島租借地及満洲鉄道ハ現在ノ儘之ニ占拠スルノ決心ヲ要ス」ということが決定された⁽³⁵⁾。

11月17日から北京において日清間の交渉が開始した。日本側は小村外相、内田康哉駐清公使が全権として出席することとなった。12月19日まで全21回の本会議を経て日清間の合意、いわゆる北京条約が結ばれる。寺本(1999)によると、この北京会議に臨む小村の根本的態度は、「日露戦争に於ける日本の犠牲に対する清国側の認識を強く求め」るものであった⁽³⁶⁾。こうした小村の強硬な交渉態度により、12月22日に日清両国によって調印された「満洲ニ関スル日清条約」、「付属協定」、「付属取極」では、遼東半島租借権、東清鉄道南部支線およびそれに付属する炭鉱を清国が日本に譲渡することのほか、鉄道守備兵の駐留、安奉鉄道の経営、日清合弁による鴨緑江右岸の森林伐採などが認められた。しかし、これで全てが解決したわけではない。これら条約、協定は原則的合意であり、その具体的な交渉は後日に残されることとなった。また、これ以降、日本による満州権益の独占を警戒するようになった欧米諸国の警戒と非難に直面することとなる。

(35) 1905年10月27日閣議決定「満洲に関する事項に付清国と条約締結の件」『年表』、251 - 252頁。

(36) 寺本、前掲書、158頁。

3. 林董外相期の日本外交と門戸開放主義

満州の門戸開放をめぐる国内政治

1906年1月7日、第一次西園寺公望内閣が成立した。当初、この第一次西園寺内閣の外相には加藤高明が就任するのであるが、その加藤外相がすぐさま直面したのは、満州に軍政を敷いていた陸軍による同地の門戸閉鎖に関する問題である。元老・伊藤博文もこの問題を非常に憂慮しており、2月16日に大磯の伊藤邸で秘密会議が開かれた。この大磯会議では、満州の門戸開放に否定的な陸軍の児玉源太郎参謀総長と、門戸開放を強く主張する加藤外相が激しく対立することとなった。結局、加藤はこの満州の門戸開放問題が一因となり外相を辞職してしまう⁽³⁷⁾。後任の外相には西園寺首相の臨時兼任をはさみ、5月19日に林董が就任する。

満州の門戸開放問題を解決できないでいるなか、同年春頃から満州の門戸開放主義、機会均等原則の遵守を要求する英米からの抗議が相次ぐこととなる。そこで、5月22日、伊藤博文の要求により、その他元老や首相、陸相、海相、外相、蔵相といった主要閣僚らが参加する、満州問題協議会が開催された。この協議会において伊藤は、英米より批難されている日本の門戸閉鎖的な満州政策を「若シ今日ノ儘ニ放任セハ畜ニ北清ノミナラス二十一省ノ人心ハ終ニ日本ニ反抗スルニ至ルヘシ」と述べ、軍政廃止等の必要性を示すと同時に、「愚見ニ依レハ縦令近キ将来ニ於テ戦争ナストスルモ財政上ノ見地ヨリ観察シテ日本ハ少クモ英米人ノ人心ヲ満足セシメ其同情ヲ得サルヘカラス」というように、対英米関係を良好に保っておくことは今後の日本外交にとって重要であり、そのためにもやはりその英米両国が強く懸念を示している満州の門戸開放が必要であると訴えた⁽³⁸⁾。この会議の結果、満州の軍政は

(37) 同前、240 - 241 頁。

廃止されることになった。

陸軍と外務省の方針の違いから、満州の門戸開放問題が英米列国との間で外交問題化していくなかで、元老という制度外的な力によって陸軍の強硬な方針は抑えられ、さらなる対外関係の悪化は免れた。こうした状況において、林外相は、駐日英米両公使に向かって、日本は満州の門戸開放をこれまでも遵守してきたし、これからも維持していくという旨を繰り返し強調することで、悪化していた対日感情の改善を図った。加えて、満州の門戸開放問題の重要な案件となっていた大連の開放についても、各国公使に通知するとともに、林権助駐清公使にも清国政府や英米の駐清公使との交渉、会見の方針を訓示し、その早期実現を図った。その結果、秋ごろから英米の日本に対する警戒心は徐々に収まっていくこととなる⁽³⁹⁾。

こうして、満州の門戸開放を実現し、各国との関係改善を模索する林であるが、その林の外相期の外交構想を検討するうえで、寺本 (1999) や佐々木 (2017) が用いるのが、1907 年 11 月に林が起草した「日本ノ対外政策ニ関スル林外務大臣意見書」と「対清政略管見第一」である⁽⁴⁰⁾。これらの文書で林は、英国や米国との関係改善、維持のために必要なことは、満州における通商、貿易上の機会均等、門戸開放主義を実現することと述べている。また、「満洲ニ於テ欧米人ノ商権ヲ先占シタル処ハ営口ノ一市場ノミニテ其他ノ地方ニ於テハ外人ノ営為スル処未タ大ナラス且政治上ノ形勢地理上ノ利便共ニ日本ハ極メテ優勢ノ地位ニ立ツヲ以テ機会均等門戸開放ノ主義ヲ履行スルモ我カ為ニ恐ルヘキ競争アルコトナシ」というように、満州における門戸開放、機会均等主義は日本にとって何ら不利をもたらさないという林の考えが示されている⁽⁴¹⁾。この点は第 1 節及び第 2 節で確認した小村の門戸開放主義の認識と

(38) 1906 年 5 月 22 日「満洲問題ニ関スル協議会議事録」『外文』第三十九卷第一冊、237 - 245 頁。

(39) 寺本、前掲書、242 - 247 頁。

(40) 同前、190 - 192 頁および 319 - 321 頁。佐々木、前掲書、160 頁。

は対照的であったと言えよう。

満鉄権益と林外相の門戸開放主義認識

以上のように、林は満州の門戸開放に積極的であったが、彼の外相在任期間中にも、門戸開放主義をめぐる問題は度々生じてきた。その一つとして、寺本(1999)を含め、多くの文献で取り上げられるのが、新法(法庫門)鉄道問題である⁽⁴²⁾。奉天西方に位置する新民屯と北方の法庫門をつなぐ鉄道の敷設計画が清国内にあり、1907年11月に英国のポーリング商会がその建設権を得た。こうした動きに対して日本は、北京条約で定められた満鉄並行線の敷設禁止規定に該当するとして抗議を行ってきた。一方で『タイムス』紙や『ノウス・チャイナ・デイリー・ニュース』紙といった英国系新聞紙上では、日本による門戸開放主義違反を批難する記事が掲載され、それに対して日本側が反論するなど、にわかに対立の様相を呈するようになる。

こうした状況を受けて、駐英公使としてロンドンに赴任していた小村寿太郎は、英国外相グレー(Sir Edward Grey)と会見し、日本は並行線の敷設を断じて認めることはできないと伝え、その翻意を促した。その結果、英政府はポーリング商会の行動を支持しない旨を表明し、結局、新法鉄道敷設計画は頓挫することとなった。寺本(1999)によると、「イギリスは当時ヨーロッパでドイツと厳しく対立しており、英露協商は勿論、アジアの安定とイギリス権益の擁護のためには日英同盟が必要であったのであり、その枠組の中で新法鉄道問題を考えた」ことが、英政府が日本の立場を支持した背景であっ

(41) 1907年11月29日(仮)「伊藤統監ノ意見ニ関連シ日本ノ対外政策闡明」『外文』第四十卷第三冊、791 - 803頁。

(42) 寺本、前掲書、261 - 275頁。その他、鹿島守之助『日英外交史』(鹿島研究所、1957年)、302 - 309頁といった古典から、北岡『門戸開放政策と日本』、13 - 15頁といった近年の研究書まで、多くの文献でこの新法鉄道問題は取り上げられている。以下、同問題についてはこれらの文献を参照。

た⁽⁴³⁾。

こうして、日英間では新法鉄道問題は無事に解決されたのであるが、日米関係に即してこの問題を見たとき、後への影響は少なからぬものがあった。北岡 (2015) によると、英国以上に熱心に新法鉄道建設計画を支持したのは米国であった⁽⁴⁴⁾。なかでも、1906 年 6 月に新設された奉天総領事館の総領事に任命されたストレート (Willard Dickerman Straight) は、満州においてに日本の勢力に対抗するためには米資本による投資が最も効果的と考え、アジア進出を一度は挫折した鉄道王・ハリマンの後援のもと、奉天巡撫の唐紹儀との間で、新民屯から法庫門、さらには愛揮にまで延伸する鉄道建設計画を原則的合意にまで持ち込み、米国資本の満州導入を図っていた。結局、この計画は 1907 年夏の金融恐慌により進めることができなくなったのであるが、翌 1908 年に設立された国務省極東部はストレートの考えを支持しており、1909 年 3 月にタフト (William Howard Taft) 政権期が発足すると、この構想は「ドル外交」として米国の東アジア政策の中心となっていく。

こうした米国の満州進出の動きに関して、北岡 (2015) は以下のように指摘する。「それは、門戸開放政策の変質を意味した。かつて門戸開放は、勢力圏の存在を前提として通商の機会均等を求めるものであり、鉄道権益は勢力圏の中心となるべきものであったから、鉄道投資にまで機会均等を求めることはなかった。しかしこれ以降、アメリカは投資における機会均等まで要求するようになる」⁽⁴⁵⁾。つまり、米国の主張する門戸開放主義は段階的な勢力圏の溶解を意味するようになっていったのであり、それは、後進の帝国としてまさに勢力圏の構築に乗り出したばかりの日本の大陸政策との衝突を避けられないものにしていくのであった。

米国による門戸開放主義に基づいた日露の満州権益への干渉は、鉄道付属

(43) 同前、266 頁。

(44) 北岡、前掲書、13 - 15 頁および寺本、同前、262 - 263 頁を参照。

(45) 北岡、同前、13 頁。

地の行政権にも及んでいく。当時、露国の保有する東清鉄道の付属地における行政権に関して、露清間で争議が生じていた。この問題に関して米国は清国側に同情を表明していたのであるが、露国は露清協約において付属地における行政権は東清鉄道会社が有することが規定されていると、在北京各国公使に訴えた。林外相は、こうした露側の意見を承認すると同時に、清国側に対して付属地の行政権は鉄道会社が有する旨を通告するよう、在哈爾濱の川上俊彦総領事に指示した⁽⁴⁶⁾。加えて、「南満洲鉄道付属地内ニ於ケル行政権モ亦東清鉄道ハ同一ノ基礎ニ立ツカ故ニ必要ノ場合ニ於テハ露国ニ於テモ亦同一ノ措置ヲ執ランコトヲ希望スル旨」を露側に伝えるようにも指示している⁽⁴⁷⁾。1907年7月に日露協商を結び、東アジアにおける勢力範囲の相互承認を行っていた日露両国は、ここにきて協力して自身の満州権益の確保に当たり始めたのである。

一方で、露側の主張を、東清鉄道会社は鉄道付属地において外国人に対する司法権を含む行政権を有する、と解釈していた米国は、そうした主張は認められないという態度を表明していた⁽⁴⁸⁾。そこで林外相は、高平駐米大使に対して、以下の日本政府の見解を国務長官に説明するよう訓令を出した⁽⁴⁹⁾。

1. 鉄道付属地内警察権ノ日露両国ニ属スルハ条約上疑ヲ容レサル所ナル
ノミナラス鉄道付属地ハ恰モ専管居留地ト同様ノモノナルヲ以テ其地
域内ノ警察権力日露両国ニ属スルハ素ヨリ当然ノコトナリトス
2. 然レトモ帝国政府ハ其鉄道付属地ニ於ケル外国人ニ対シ司法権ヲ有ス

(46) 1908年4月6日林外務大臣ヨリ在米国高平大使宛(電報)「鉄道付属地ノ行政権ニ付日露間申合ノ件」『外文』第四十一卷第一冊、729頁。

(47) 同前。

(48) 1908年4月12日在米国高平大使ヨリ林外務大臣宛(電報)「鉄道付属地行政権ニ関スル露清紛争ハ暫ク米露間ノ討議ニ委スルヲ可トスベキ件」同前、731 - 732頁。

(49) 1908年4月17日林外務大臣ヨリ在米国高平大使宛(電報)「鉄道付属地行政権ニ関スル日本政府ノ所見ヲ米国務長官ニ説明方ノ件(一)(二)」同前、733 - 734頁。

ルコトヲ主張スルモノニアラス満洲ハ関東州ヲ除クノ外純然タル清国ノ領土ニ属スルヲ以テ外国又ハ条約ニ依リ清国領土内ニ於テ享有シ得ヘキ領事裁判権ハ鉄道付属地内ニ於テモ亦当然之ヲ享有シ得ヘキモノト認メ居ル次第ナリ

3. 日露両国カ鉄道付属地内ニ於テ前記ノ如キ権利ヲ有スルハ講和条約第三条ノ主旨ト何等矛盾アルモノニアラサルノミナラス却テ東清鉄道ノ敷設経営ニ関スル特許ガ門戸開放主義ト相容レザルモノニアラザルハ講和談判ノ際日露両国委員ノ公言セル所ナリ

以上のように日本は、南満州鉄道附属地の行政権の保有を確実なものにするために、露国と協調しながら米国の主張を退けるように努めた。しかし、米政府は日本の主張に対しても、「帝国政府ノ見解ハ遺憾乍ラ米政府ニ於テ首肯シ能ハザルトコロ」として、否定するのであった⁽⁵⁰⁾。こうして、米国の理解は得られないまま、1908年7月に西園寺内閣に変わって第二次桂内閣が成立すると、満州権益をめぐる日米間の角逐はさらに拡大していくこととなる。

4. 第二次小村外交期の満州政策と門戸開放主義

1908年7月14日、第二次桂太郎内閣が成立した。外相には再び小村寿太郎が就任する。その小村が最初に取り組んだのは、第二次桂内閣の外交方針の大枠を定めた「対外政策方針決定の件」と「満洲に関する対清諸問題解決方針決定の件」という文書の起草であった⁽⁵¹⁾。「対外政策方針決定の件」は、英米露仏独清の6カ国に対する外交方針と対外経営方針および条約改正方針

(50) 1908年5月19日在米高平大使ヨリ林外務大臣宛「東清鉄道会社行政権問題ニ関連シ国務長官ヨリ送付シ来レル支那ニ於ケル米国民条約上権利其他ニ関スル調査進達ノ件」同前、750頁。

(51) 片山、前掲書、199 - 200頁。

について定めたものである。そのなかで、対清国外交方針については、「同国ニ対スル帝国ノ関係ハ政事上並ニ経済上極メテ密接ナルモノアルヲ以テ帝国ハ如何ナル場合ニ於テモ常ニ同国ニ対シ優勢ナル地位ヲ占ムルノ覚悟ナカルヘカラス加フルニ帝国カ現ニ満洲ニ於テ有スル地歩ハ容易ニ之ヲ放擲スヘキモノナラサル」というように、日本が清国において優勢な地位に立つと同時に、満州権益を持続させていくことがその主眼となっていた⁽⁵²⁾。

対清国外交方針に続いて、対米外交方針が記されているが、その冒頭には「帝国ハ政事上ニ於テ米国トノ関係ヲ親善ナラシムル必要アルノミナラス同国カ我商業上ノ大華主国タルノ事実ニ鑑ミ同国トノ親交ハ益々之ヲ増進スルヲ必要ナリトス」とある⁽⁵³⁾。当時の日米関係は、満州の門戸開放問題や移民問題を抱えていたほか、米国はハワイ、フィリピンを日本が侵略する疑念を抱いていた。そこで、「太平洋問題ノ如キモ適當ノ時機ニ於テ米国トノ間ニ協商ヲ遂ケ一般米国人ヲシテ不安ノ念ヲ去ラシメ以テ排日論者ヲシテ煽動又ハ離間ノ余地ナカラシメ日米永遠ノ和親ヲ維持」していくことが、その方針として決まった⁽⁵⁴⁾。これは後述する高平・ルート協定として結実していく。

また、「満洲に関する対清諸問題解決方針決定の件」では、新法鉄道や撫順・煙台炭鉱といった日清間で未解決となっていた満州懸案に関する具体的な方針が定められている。これらの問題に対して小村は、個別に対処していくのではなく「一括シテ清国政府ト協商ヲ遂ケ譲ルヘキモノハ之ヲ譲リ我主張ヲ貫徹スヘキモノハ飽クマテ之ヲ貫徹」していくと述べている⁽⁵⁵⁾。この「満洲に関する対清諸問題解決方針決定の件」や上の「対外政策方針決定の件」には、一切、門戸開放主義についての言及はない。このことは、第1節、第2節で

(52) 1908年9月25日閣議決定「対外政策方針決定の件」『年表』305 - 309頁。

(53) 同前。

(54) 同前。

(55) 1908年9月25日閣議決定「満洲に関する対清諸問題解決方針決定の件」『年表』、309 - 312頁。

確認した第一次外相期の小村の門戸開放主義の運用方針からの大きな変化であった。

閣議決定された以上の外交方針に即してまず取り組まれたのが、日米関係の調整であった。10月18日、世界を周航していた米国艦隊が日本に寄港し、日本政府や民衆から熱烈な歓迎を受けた。その艦隊が日本を離れた25日、小村外相は高平駐米大使に以下のような訓令を送っている。「今や米国艦隊ノ訪問モ満足ナル結果ヲ以テ其終ヲ告ケ米国大統領及政府ハ同国艦隊ニ対スル我官民ノ熱誠ナル歓迎ヲ聞知シ十分米国ニ対スル我誠意ヲ感得シタルベキコトヲ信ジ此ノ時機ニ於テ本件ノ商議ヲ開始スルヲ適当ト認メタリ」⁽⁵⁶⁾。そして、日本が米国との協商に希望する事項として(1)太平洋ニ於ケル通商貿易ノ自由発達ヲ期スルコト、(2)太平洋ニ於ケル所属島嶼ハ互ニ之ヲ侵ササルヘキコト、(3)清国ニ於テ機会均等主義ヲ保持スヘキコト、という3点を挙げる⁽⁵⁷⁾。さらに、「右ノ内第一点ハ日米両国カ太平洋上ノ覇権ヲ争フヤノ疑念ヲ打消スヲ目的トシ又第二点ニ付注意ヲ要スルハ其範圍ヲ太平洋上ニ於ケル両国所属ノ島嶼ニ限定セルニアリ即チ第二点ノ約束ハ布哇、比列賓、台湾等ノ諸島ニ適用スヘキモノニシテ韓国滿洲等ノ大陸ニ適用セサルモノナリトス第三点ニ関シ清国ノ領土保全ヲ約セサルコトハ特ニ注意ヲ加ヘタル所ナリ」と希望事項に関する補足説明を行っている⁽⁵⁸⁾。すなわち、小村は米国の日本に対する疑念を払拭するために、日米間で太平洋問題の調整を図りつつ、韓国や満州問題、清国の領土保全には言及しない協定を意図していたのである⁽⁵⁹⁾。

なかでも小村が意識していたのは、清国の行政的保全に関する内容を協定

(56) 1908年10月25日小村外務大臣ヨリ在米国高平大使宛(電報)「太平洋問題及清国ニ於ケル機会均等主義ニ関スル日米協商ニ付訓令ノ件」『外文』第四十一卷第一冊、79 - 80頁。

(57) 同前。

(58) 同前。

(59) 寺本、前掲書、449 - 450頁。

から除外することであった。高平と米側で上の小村案に沿って協議が続くなか、11月11日、ルート (Elihu Root) 国務長官は小村案に対して、中国の領土保全および行政的統一を維持するという一文の挿入を提案する⁽⁶⁰⁾。それに対し、小村は翌12日付の電報で高平に以下のように伝えている。「国務長官修正案第一点中『アドミニストラチブ、エンチチー』ノ維持ハ満洲ニ於ケル租借地ハ勿論南満鉄道付属地ノ行政権ト抵触シ従テ我満洲経営ヲ根底ヨリ攪乱スヘキノミナラス将来ニ向テ誤解ヲ生スルノ虞アルヲ以テ我政府ハ到底之ニ同意スルコトヲ得ス」⁽⁶¹⁾。そして米側へは、「米国政府ニシテ強テ希望セラルルニ於テハ之ヲ挿入スルモ帝国政府ハ敢テ異議ヲ有セス然レトモ此条項ヲ設クルニ付テハ帝国カ従来他国ニ対シ声明又ハ約束セル例文ニ従ヒ to exercise their influence to maintain the independence and territorial integrity of China ナル文句ヲ用ヒ『アドミニストラチブ、エンチチー』ナル語ヲ削除セムコトヲ望ム」と回答するように小村は指示している⁽⁶²⁾。第2節でも確認したように、南満州鉄道の経営と同鉄道付属地の行政権の確保を日本の大陸権益の要と考えていた小村は、徹底して「行政的統一」という語句の除外を要求するのである。

以上のような協議を経て、1908年11月30日にワシントンで調印された「太平洋方面に関する日米公文交換」、いわゆる高平・ルート協定は、太平洋の現状維持や日米相互不侵略、清国における商工業の機会均等原則および領土保全などを規定する全5条からなる協定となったのであるが、その内容は概ね小村の希望通りのものであった⁽⁶³⁾。ところが、この高平・ルート協定について、ルーズヴェルト大統領とルート国務長官の間ではその解釈に齟齬が生じてい

(60) 1908年11月11日在米高平大使ヨリ小村外務大臣宛 (電報)「我方提出ノ日米交換公文案ニ関シ米国務長官ヨリ回答ノ件」『外文』第四十一卷第一冊、86頁。

(61) 1908年11月12日小村外務大臣ヨリ在米高平大使宛 (電報)「日米交換公文案中米國ノ修正提案ニ対スル我態度ニ関スル件」同前、87頁。

(62) 同前。

た。寺本 (1999) によると、「高平・ルート協定は、法理論的に条文を厳格に解釈すれば太平洋諸島の現状維持及び清国の独立と (領土) 保全を規定しているのであるが、ルーズベルトの言動を分析すれば、ルーズベルトは日本の死活的利益と見做した韓国と満州については日本の排他的支配を事実上黙認していたのであり、その一方でルートが後年語っていた言葉を参考にすると、ルートは日露戦争の結果によって当時日本が持っていたより多くの重要な権益の存在は清国の門戸開放・機会均等を条件にして暗黙に認めていたが、日本の完全な南満州支配を承認することを意味する特殊利益の存在やフリーハンドは認めていなかったということになる。即ち、その点では、ルーズベルトとルートは、日本の満州支配について見解を異にしていた」⁽⁶⁴⁾。つまり、現実的主義的国際政治観を持ち、東アジアにおける日本の優位性を認めるルーズヴェルト大統領のもとでこそ、小村が望んだ満鉄経営権およびその付属地の行政権の独占を毀損しない形で高平・ルート協定は機能するのであった。

1909 年 3 月 4 日、ルーズヴェルトに代わってタフト政権が誕生した。タフト政権の対東アジア外交政策の基調は、中国と満州への投資が円滑に行われる環境を整備することで、米資本が満州、長城以南の清国に進出していくのを積極的に援助する、いわゆる「ドル外交」であった。タフト政権で国務長官となったノックス (Philander Chase Knox) は、ルート前国務長官が始めた国務省改革を引き継ぎ、貿易と通商を統括する組織として通商部を大幅に拡充するなど、「ドル外交」の強力な推進者であった。また、前節で言及したように、奉天総領事のストレートは、満州においてに日本の勢力に対抗するためには米国資本による投資が最も効果的と考えており、また、国務省極東部はストレートの考えを支持していた。そしてそのストレートは、タフト政権

(63) 1908 年 11 月 30 日「太平洋方面に関する日米交換公文 (高平ルート協定)」『年表』、312 - 313 頁。

(64) 寺本、前掲書、456 - 457 頁。

下で極東部長に就任する。こうした陣容のタフト政権は、当然、日本による満州の勢力圏化を黙認することはなく、門戸開放主義を掲げながら満州進出を図ったことで、日米摩擦を引き起こしていく。その引き金となったのは、ノックスが提案した「満州鉄道中立化案」であった。

1909年11月、ノックス国務長官は英国に対して満州諸鉄道の国際化案を提示する。米国が求めたのは、米英ほか利害関係国が共同で清国に融資し、清国に満州の諸鉄道を買収させ、融資が返済されるまでの期間は利害関係国の代表から成る国際委員会がこれら鉄道を管理するという満州諸鉄道の国際管理を行うこと、満鉄並行線である錦愛鉄道建設を支持することであった。こうした米国の満州鉄道中立化案に対して、英国は日本の参加を条件としたため、12月18日に米政府は日本にも満州諸鉄道の国際管理案を提議する⁽⁶⁵⁾。

満州鉄道中立化への日本の参加を要求する米国の意図について、寺本(1999)は、「南満州市場に於ける日本の独占的政策を排除し、日本の優位的地位を覆すことであった」としている⁽⁶⁶⁾。すなわち、従来、勢力範囲の存在を前提としていた門戸開放主義であるがその意味が拡大され、門戸開放主義のもとに日本の満州権益の核心である南満州鉄道の経営権の独占の放棄を要求することで、南満州における日本の勢力圏の溶解を米国は図っていたのである。

満州鉄道中立化案に対する日本政府の回答は翌年1月21日になされた。日本は、ポーツマス条約及び北京条約で規定された満州の現状は門戸開放主義が遵守されていることや、列国による共同管理になれば責任の所在が不明確になること、満州には既に多くの日本人居住者がおり、また、巨額の投資によって商工業が創業されていることなどを理由に、米国の提議には賛同できない旨を表明した⁽⁶⁷⁾。当然、南満州鉄道の経営権およびその付属地の行政権

(65) 同前、473 - 474 頁。

(66) 同前、474 頁。

を放棄するような案に、日本が賛成できるはずもなかった。また、米国の提議を受けた英国、仏国、露国も反対したことによって、満州鉄道中立化案は失敗に終わる。一方、その過程で日本にとって副産物が生じる。それが満州権益を確保するための日露接近である。

米国の満州鉄道中立化案に対抗するため、1909 年 12 月中頃から日露両国は同問題に関する情報交換、協議を開始する⁽⁶⁸⁾。そして、日本が対米回答を行うのと同じタイミングで小村は露側に、「両国政府カ今後本件ニ関シ従来ノ関係ヲ継続シ互ニ隔意ナク其意見ヲ交換シ成ルヘク両国同一ノ歩調ヲ取ルコトトナスハ帝国政府ノ切望スル所」であると伝えた⁽⁶⁹⁾。それに対して露側も、「明治四十年締結ノ政事上ニ関スル日露協約ニ一步ヲ進ムルコト」に賛意を示した⁽⁷⁰⁾。こうして第二回日露協約に関する交渉が開始する。

3 月、日露新協約に関する方針が閣議決定された。そこでは、日本が満州権益を持続、発展させていくためには「一面列国ヲシテ我特殊ノ地位ヲ承認セシムルノ策ヲ講スルヲ以テ最急務トス然ルニ列国ヲシテ右ノ承認ヲナサシメントスルニ方リテハ先ツ満洲ニ於テ最重大ナル利害関係ヲ有スル露国トノ間ニ協商ヲ遂ケ日露両国カ該地方ニ於ケル特殊ノ地位ヲ相互的ニ確認」し、その他列国にもそれを認めさせることで、「満洲問題ニ関スル列国ノ連合ヲ不可能ナラシメ」ていくという方針が示されている⁽⁷¹⁾。こうした方針に沿って、

(67) 1909 年 12 月 18 日「米国の満洲鉄道中立提議及回答」『年表』、327 - 330 頁。

(68) 1909 年 12 月 18 日在露国落合臨時代理大使ヨリ小村外務大臣宛「満洲鉄道中立化ニ関スル米国ノ覚書ニ付日本政府ト協議シタキ旨露国外務大臣内談ノ件」『外文』第四十二卷第一冊、724 頁。1909 年 12 月 20 日小村外務大臣ヨリ在露国落合臨時代理大使宛（電報）「満洲鉄道ニ関シ米国政府ヨリ公文受領ニ付露国政府トノ協議希望ノ件」同前、753 頁。

(69) 1910 年 1 月 20 日小村外務大臣ヨリ在露国落合臨時代理大使宛（電報）「我対米新回答案末段ノ字句修正並両国協調申入方ノ件」『外文』第四十三卷第一冊、417 - 418 頁。

(70) 1910 年 1 月 21 日在露国落合臨時代理大使ヨリ小村外務大臣宛（電報）「新日露協約考案中トノ露国外務大臣ノ談話報告ノ件」同前、106 頁。

その後、日露間で協議が進められ、7月4日に第二回日露協約が成立した。この新協約では、南北満州における特殊利益を相互承認し、特殊利益に共通する一切の事項について随時協議を行い、第三国によって侵害される恐れのある場合には共同行動または相互援助を行うことが規定された⁽⁷²⁾。こうして、日本の満州権益はより強固なものへとになっていったのである。

しかし、小村が米国の満州鉄道中立化案に反対し、露国との接近を図ったことは、必ずしも日米関係の悪化を意味したわけではない⁽⁷³⁾。小村が満州権益の確保に苦心する一方で、日米関係調整のために心を砕いたのは、四国借款団への対応である。四国借款団とは、米英独仏が結成した対清国借款団である。1911年4月には四国借款団と清国の間で満州開発を目的とする借款が成立した。日本国内ではこの借款に対する反発の声は強かったのであるが、小村は満州開発を妨害しているという批判を招くので、借款への反対に批判的であった。つまり、第一次外相期と変わらず、日本の満州権益の核心である満鉄経営権や付属地の行政権に触れない範囲で満州に外資を導入することには、小村は最後まで否定的であった訳ではなかったのである。

おわりに

本稿は、日露戦争前後の時期に日本外交を牽引した小村寿太郎、林董両外務大臣が、米国の提唱する門戸開放主義をどのように認識し、運用しようとしたのかを寺本(1999)を中心に参照しつつ検討してきた。最後に本論の議論をまとめ、本稿を締めくくる。

まず小村の門戸開放主義の認識、運用方針を確認していく。米国が門戸開

(71) 1910年3月廟閣議決定「第二回日露協約の件」『年表』332 - 336頁。

(72) 1910年7月4日「セント、ピーターズブルグ」ニ於テ調印「日露第二回協約」同前、336 - 337頁。寺本、前掲書488 - 489頁。

(73) 片山、前掲書、219 - 220頁。

放宣言を発したとき、駐米大使であった小村は門戸開放主義を、米国が清国市場へ進出するために主張しているものと認識しており、概して否定的に捉えていた。こうした認識は、その後も不変であったように思われる。しかし、1901年に外相となった小村は、以降、積極的に門戸開放主義の遵守を標榜していく。それは、満州に進出した露国と対抗するため、英米の日本支持を取り付ける必要があったからである。1904年2月に勃発した日露戦争の前後の時期において結ばれた日英同盟や桂・タフト協定は、まさにその成果であった。

一方で、ポーツマス講和会議および北京会議において南満州鉄道を中心とする満州権益を獲得した日本は、それまで標榜してきた門戸開放主義の遵守という姿勢を保ちつつ、満州権益の確保、拡大を図っていく必要に迫られる。小村は日露戦争で得た戦果のなかでも、満鉄経営権とその付属地の行政権を独占がその核心であると考えていた。そのため、小村は、第一次および第二次外相期を通じて、満州市場の門戸開放という姿勢を示しつつも、徹底して鉄道経営権と付属地の行政権に米国が干渉してくることは拒んだ。こうした市場の開放と鉄道経営権、付属地の行政権の独占という方針は、米国が唱える門戸開放主義が規定する清国の領土および行政的保全を、清国市場進出のための前提というような、二義的なものとして捉える小村の門戸開放主義認識とも整合的である。

林董外相は小村と異なり、元より門戸開放主義を肯定的に認識していた。日英同盟交渉においても、小村が外相に就任する以前から、積極的に門戸開放主義を日英の共通の方針として掲げ、また、外相期には門戸開放主義は経済的にも日本に利するものであるという認識を示していた。加えて、英米から強く要求されていた満州の門戸開放を積極的にすすめると同時に、日仏協商や日露協商を締結することで、満州権益の確保を目指した。寺本(1999)は、こうした林の外交方針は「穏健な現状維持政策」であり、小村とは対照的なものとして捉えている⁽⁷⁴⁾。一方で、佐々木(2017)は、林と小村の外交方針について、「林は受動的で慎重、小村は積極的で大胆さを持つという流儀の違

い」はあれども、「両者が外相を務めていた頃の日本外交は、正当性に注意をはらいつつ利益獲得を目指すという共通性を強く有していた」と評価している⁽⁷⁵⁾。本稿で検討した林の満州権益確保の方針を鑑みた場合、確かに林は小村ほど権益の拡大に積極的ではなかったが、満鉄経営権および付属地の行政権の独占を強く指向していたという点では、林も小村とその方針を同じくしていたと言えよう。

以上が小村、林の門戸開放主義認識および運用方針であるが、これらは対米関係を毀損させない満州の勢力圏化の程度を両者がどのように見積もっていたのか、と読み替えることが可能である。つまり、小村、林両外相は米国の唱える門戸開放主義のうち、第一次通牒で示された通商の機会均等原則を維持していけば、第二次通牒の内容、なかでも行政的保全に関しては、それが事実上、形骸化することになっても対米関係は維持できると考えていたということである⁽⁷⁶⁾。

実際、ルーズヴェルト大統領は日本が満州市場の機会均等原則を維持するのであれば、日本の南満州支配を黙認する姿勢であった。また、次第に欧州情勢に暗雲が立ち込めるようになるなか、英国や仏国、露国といった欧州諸国は、自身の東アジア権益を保護するため、日本と権益の相互承認を行い、米国による満鉄中立化案などでも日本への配慮を見せたため、米国は日本による独占的な満鉄経営への介入を諦めざるを得なかった。このように、日露戦争以降の日本が、対米関係を維持しつつ、満州権益の確保、拡大をなし得た要因の一端として、上述した小村、林の門戸開放主義認識、運用方針の影響が少なからず存在していたのである。

(74) 寺本、前掲書、531 - 532 頁。

(75) 佐々木、前掲書、161 頁。

(76) 第二次通牒は単に米国の態度を表明したものであったことを鑑みると、小村や林の認識は一定程度、妥当なものであったと言える。James C. Thomson, Jr., Peter W. Stanley and John Curtis Perry, *Sentimental Imperialists: The American Experience in East Asia*, (New York: Harper & Row Publishers, 1981), p. 131.